

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 2月13日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社アマダ
【届出者の住所又は所在地】	神奈川県伊勢原市石田200番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(0463)96-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員経営管理本部長 磯部 任
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社アマダ (神奈川県伊勢原市石田200番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社アマダをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ミヤチテクノス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

ミヤチテクノス株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 平成18年9月27日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成18年9月27日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び平成19年7月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
- ハ 平成22年9月28日開催の対象者定時株主総会の普通決議及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
- ニ 平成22年9月28日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といい、イ乃至ニの新株予約権を「本新株予約権」と総称します。）

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、平成25年2月12日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の第3位（平成24年6月30日時点）の株主である城地 敞氏（本書提出日現在の所有株式数683,260株、対象者が平成25年2月12日に公表した平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数12,030,685株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）5.67%（小数点以下第三位を切り捨て。）、対象者の第4位（平成24年6月30日時点）の株主である戸澤 秀雄氏（本書提出日現在の所有株式数582,576株、所有割合4.84%（小数点以下第三位を切り捨て。））及び対象者の第7位（平成24年6月30日時点）の株主である西澤 敬次氏（本書提出日現在の所有株式数188,404株、所有割合1.56%（小数点以下第三位を切り捨て。））との間で、その所有する対象者の普通株式の全て（合計1,454,240株、所有割合12.08%（小数点以下第三位を切り捨て。）、以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成25年2月12日付で締結しております。本応募契約の概要については、下記「(6)公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりません。一方、応募株券等の総数が8,039,100株（対象者の平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（平成25年2月12日公表）に記載された平成24年12月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（12,030,685株）に、本新株予約権（4,767個：対象者が平成24年9月27日に提出した第41期有価証券報告書に記載された平成24年6月30日現在の本新株予約権の数（5,671個）に、同日から平成25年2月12日までの変更（対象者によれば、平成24年6月30日から平成25年2月12日までに、本新株予約権は904個消滅しているとのことです。）を反映した本新株予約権の数）の目的となる対象者の普通株式の数（476,700株）を加え、同決算短信に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数（448,840株）を控除した株式数（12,058,545株）の3分の2超に相当する株式数（8,039,030株）から1単元（100株）未滿に係る数を切り上げた株式数）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の総数が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です（本公開買付け及び本完全子会社化手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。）。

なお、対象者の平成25年2月12日付「株式会社アマダによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本取引の一連の手続及び本公開買付価格（下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」に定義されます。）その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が1円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会においては、取締役10名（うち社外取締役2名）の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社グループは、当社、子会社、関連会社計73社（本書提出日現在）で構成され、金属加工機械器具・金属工作機械器具の製造・販売・賃貸・修理・保守・点検・検査などを主要な事業内容としています。

昭和21年に創業され、帯鋸で金属を切るバンドソーの開発に始まった当社グループは、現在、グローバルに展開する板金事業を主力とし、プレス、切削・構機、工作機械といった加工機械事業、及びそれらに付随する制御機器や周辺装置、金型やソフトウェアを含む金属加工の全工程に対してトータルソリューションを提案することを強みとし、その商品開発、製造、販売からサービスまでを行う“金属加工機械の総合エンジニアリングメーカー”であります。

当社は、中期的に目指す方向性、戦略、経営目標値等について、中期経営計画を策定し、数値目標として平成28年3月期に売上高3,000億円という体制の構築を目指しております。その体制を構築し、かつ厳しい業界環境下で競争力を高めていくためには、金属加工の総合提案力の更なる強化が必要であり、その中でもレーザー技術を中心とする商品力の強化は重要な経営課題でありました。その解決手段の1つとして、M&Aを積極的に展開していくことも従来より検討しておりました。

一方、対象者は、昭和47年に産業用電子機器の製造を目的に宮地電子株式会社として設立され、その後、レーザー機器などの先進技術を扱うようになり、平成2年に現在の社名に変更されました。抵抗溶接機器（制御機器、計測器、電源機器、周辺機器）、レーザー機器（レーザー溶接装置・レーザー加工機、レーザーマーキング機器）、システム機器の開発・製造・販売・修理を主な事業内容としています。

対象者は、微細溶接・加工市場に特化したビジネスモデル、接合技術で抵抗とレーザーの両方を持つオンリーワン企業、世界17か国に広がるグローバルネットワーク、という3つの強みを持ち、その溶接・加工技術は、自動車産業はもとより電子部品、通信機器、医療分野などに幅広く活用されています。特に精密抵抗溶接機では世界No.1のシェアを有しています。また、近年ではリチウムイオン電池などの電池分野、スマートフォンに代表されるモバイル機器など、最先端のモノづくりに役立っています。

また、対象者は、その高い溶接技術を活かして、抵抗溶接から1KW以下の低出力レーザー溶接まで、機器の開発・商品化を行っており、自動車や通信、医療などでの販売実績を持っております。

しかしながら、対象者は、産業用機器の中でも溶接に注力した製造・販売をしていることから、世界経済や製造業の設備投資が低迷する局面では、事業運営や業績に強い下方圧力を受けやすい環境に置かれているとも言えます。また、レーザー機器の研究開発・製品化の競争が激しくなっており、従来に比べて素早く大規模に資金・技術・人的リソースを投じて研究開発を行うことも必要となっております。そこで対象者は、経済環境の低迷局面でも事業運営の安定性を確保し、今後も研究開発を通じた自社製品の競争力を維持・拡大していくために、より大きな事業規模を持ち、かつ技術力も高い事業パートナーがいれば、協業体制を構築することも事業戦略上の1つの選択肢として考えておりました。

このような状況において、当社と対象者は両社がその業務・資本において提携関係を持つことが両社の企業価値向上に資するかについて、平成24年9月頃から初期的に検討を開始し、平成24年11月頃からより具体的に検討を進めてきました。

両社の事業は、その金属加工の用途、販売先など商品のサイズ、用途、市場のいずれも大きな重複はないことから、其々が各分野での実績を相互活用することで、相互に対象とする市場を拡大できる可能性について検討しました。

当社としては、板金事業では、特に加工の最終工程での溶接技術を強め、また部品から筐体に至る製品全体の金属加工総合提案力の強化ができ、更に、工作機械やプレス・切削事業でも、精密・微細加工や溶接・レーザ技術の加工へのノウハウや技術を合わせることで、商品力強化が図れるというメリットに着目しました。

対象者としては、当社が持つ様々な金属加工技術や装置、ノウハウの活用と、事業基盤の大きい当社と連携することで従来よりも安定した経営が図れるようになるというメリットに着目しました。

このような検討の結果、両社が提携することで、それぞれの経営課題を解決しながらウィンウィンの関係を築くことができるとの考えに至りました。さらに、両社は、現在の厳しい業界環境下において、その変化のスピードに迅速に対応するためには、提携の効果の早急な実現が不可欠であり、強固な協業体制を早期に構築し経営のスピードを速めることが望ましいと判断しました。そのためには、部分的な業務・資本提携ではなく、当社が対象者を完全子会社化して、迅速な意思決定を可能とし、また共通の事業戦略のもとでの協業を果たすことが、両社の企業価値の最大化に資するものであると判断するに至りました。

当社が対象者を完全子会社化することを通じて、当社が持つレーザ技術と、対象者が持つレーザ技術・ノウハウを融合して、新素材や超微細加工などの新たな加工の可能性を探り、アプリケーションの追加とグローバル競争力の強化を図ります。また、現在当社グループは、金属加工機械の総合エンジニアリングメーカーとして、板金商品、プレス商品、切削商品、工作機械の製品をソフトウェアを含め製造・販売しておりますが、対象者の抵抗溶接機器、レーザ機器、システム機器を追加のアプリケーションとして加えることで、更に金属加工機械分野商品のラインアップの充実を図ります。また、市場では重複の少ない顧客基盤、得意先を相互活用し、これまで取引が少なかった顧客・業界への拡販を図ります。

具体的には、まず、研究開発分野においては、対象者の持つレーザ技術に、当社の持つレーザ及びその他の加工基礎技術や複合加工技術を融合し、対象者の得意とする微細加工・溶接領域においても新たなアプリケーション・ソリューションを提供することを検討していきます。また、当社の開発への資金力も活用し更なる技術開発を従来以上の速度で推進していくつもりです。

双方の顧客層において、当社の製品と対象者の抵抗溶接機器やレーザ機器、システム機器を相互に補完し合った商品として同時に提供できるようになり、国内外のネットワークや代理店網も相互に活用し効率を高めた販売を行っていきます。

また、これまで対象者は、自動車産業分野、電機・電子産業分野、医療機器産業分野における国内外の主要企業との取引実績が豊富であることから、その関係を生かして、今後は更に工作機械商品や当社グループの全体商品を国内外の自動車産業や医療機器産業向けにも販売を強化していきます。

効率と効果の面では、対象者の上場維持コストを含む管理コストの削減、当社の本社機能を対象者が利用すること、両社の有する開発基盤や製造技術の相互活用、共同購買による調達コストダウン、人材の相互活用、サポート拠点の増加に伴う顧客サポートの充実などによるシナジー効果の発揮を想定しております。

実際の提案活動や加工の実証としては、特に海外においては、両社がそれぞれ米国や欧州、アジアなどに拠点を有しているテクニカルセンターを相互利用することで、お客様の切断や接合といった金属加工ニーズ全般に対して、これまで以上に柔軟に対応し、また融合技術による一貫提案も行っていき、最終的には開発・製造・販売・サービスを含めた機能も相互活用し地域により密着した活動をしてまいります。

当社にとり、対象者を完全子会社とすることで、平成28年3月期に売上高3,000億円という中期経営計画の体制構築に向けて、大きく前進するものと考えております。

以上のように、当社は、対象者を完全子会社とすることで、相互の技術力や経営資源を活用した強固な協業体制を迅速な意思決定により早期に構築し、シナジー効果の発揮を実現していくことが、両社の企業価値の最大化に資するものと判断し、本公開買付けの実施を決定いたしました。

当社は、本公開買付け後の具体的な対象者の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、対象者の完全子会社化を実施後に対象者と協議・検討を行うことを予定しております。また、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の自主性と主体性を尊重し、ミヤチ・ブランドと事業運営の独立性を維持し、事業の特性や運営体制の優れた点を十分に生かした経営に留意の上、共同・連携して対象者の事業の強化を図ってまいりたいと考えております。

### (3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

#### ( ) 普通株式

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）より提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にいたしました。

野村証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 543円から704円

類似会社比較法： 563円から844円

DCF法： 610円から1,089円

市場株価平均法では、基準日を平成25年2月8日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における対象者の普通株式の終値の直近6ヵ月平均（543円）、直近3ヵ月平均（574円）、直近1ヵ月平均（660円）、直近1週間平均（685円）及び基準日終値（704円）を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を543円から704円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を563円から844円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年6月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を610円から1,089円までと算定しています。なお、対象者が当社及び野村證券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり870円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格870円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年2月8日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値704円に対して23.58%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値660円（小数点以下四捨五入）に対して31.82%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去3ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値574円（小数点以下四捨五入）に対して51.57%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去6ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値543円（小数点以下四捨五入）に対して60.22%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付け価格870円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月12日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値711円に対して22.36%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

#### ( )本新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでない）とされています。）、第3回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役又は顧問並びに対象者の子会社の取締役又は顧問であることを要し（但し、対象者の取締役が任期満了により退任した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでない）とされています。）、第4回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員又は顧問並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員又は顧問であることを要するとされています（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでない）とされています。）、

第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額（第1回新株予約権：2,360円、第2回新株予約権：2,109円）が本公開買付価格を上回っていることから、当社は、当該新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。他方、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、第3回新株予約権及び第4回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である870円と、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額560円との差額である310円に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,000円と決定いたしました。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の分析を行い、対象者は平成25年2月8日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	543円から685円
類似企業比較分析	500円から810円
DCF分析	726円から953円

市場株価分析では、平成25年2月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の直近1週間の終値単純平均値（685円）、直近1ヵ月の終値単純平均値（660円）、直近3ヵ月の終値単純平均値（574円）及び直近6ヵ月の終値単純平均値（543円）を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を543円から685円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を500円から810円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成25年6月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を726円から953円までと分析しているとのことです。

なお、対象者が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。



また、第1回新株予約権及び第2回新株予約権はいずれもストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が対象者の役員や従業員に限定される上、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を行使するには、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、当社が取得しても権利行使を行うことができないこと及びその行使価額が本公開買付価格を上回っていることに鑑み、対象者は本公開買付けにおける第1回新株予約権及び第2回新株予約権に係る買付価格の妥当性を検証するための第三者からの評価書は取得していないとのことです。

さらに、第3回新株予約権及び第4回新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が対象者の役員や従業員等に限定される上、第3回新株予約権及び第4回新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格と第3回新株予約権及び第4回新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権1個当たりの目的となる株式数100を乗じた金額としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、対象者は、本公開買付けにおける第3回新株予約権及び第4回新株予約権の買付け等への応募を推奨する意見を表明するにあたり、第三者からの評価書は取得していないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユークワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

#### 対象者における当社との間に利害関係を有しない者による、本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者は、平成25年1月23日、いずれも当社及び対象者から独立した対象者の独立役員である社外取締役入江昭夫氏、社外取締役大村善賢氏、社外監査役只松民雄氏及び社外監査役金子憲康氏（以下、四氏を併せて「独立社外役員ら」といいます。）に対して、（a）本取引の目的の正当性、（b）本取引に係る交渉過程の手續の公正性、（c）本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性、及び（d）上記（a）乃至（c）その他の事項を前提に、本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に係る意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では対象者の支配株主に該当する者は存在しておりませんが、本公開買付けが成立した後は、当社が対象者の支配株主に該当することとなるため、本公開買付け成立後に実施する予定である、本完全子会社化手續（詳細は、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、いわゆる支配株主との重要な取引等（東京証券取引所の定める有価証券上場規程441条の2）に該当することになります。本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手續（本取引）は、一連の取引であるため、対象者は、本取引の手續の適正性をより担保するため、本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手續を一体のものともみなし、この段階で上記意見を取得することにしたとのことです。

独立社外役員らは、平成25年1月23日から平成25年2月12日までの間、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねたとのことです。

具体的には、上記の期間内において、対象者、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券と話し合いの場を持ち、本取引に係る一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに対象者の業務執行取締役等に対しヒアリング等を行い、また、シティユーワ法律事務所から、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書の結果を踏まえ、当社から最終的に提案された本公開買付価格についての検討を行ったとのことです。

独立社外役員らは、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、対象者における独立した法律事務所からの助言の取得、公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において対象者の株主に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことに鑑み、平成25年2月12日付で、対象者の取締役会に対して、(a)本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者によれば、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した対象者株式に係る株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、及び独立社外役員らから取得した意見書その他の関連資料を踏まえ、本取引に関する諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が1円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、取締役10名(うち社外取締役2名)の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役3名(うち社外監査役2名)の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

#### 公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者の発行済普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、平成25年6月中旬を目途に本完全子会社化手続を完了させるよう、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行することができる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び対象者が全部取得条項の付された対象者の普通株式の全部（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の対象者の株式を交付すること、並びに上記乃至を付議議案に含む臨時株主総会を開催し、上記乃至を上程すること、及び上記の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会を開催し、上記を上程することを対象者に対して要請する予定です。なお、当社は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社は対象者に対し、当社が対象者の発行済株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの方法により取得される当該普通株式1株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、上記の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得条項による取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、上記(i)に記載される会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに対象者の別個の種類株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の当社による対象者の株式の所有状況及び当社以外を対象者の株主による対象者の株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又は同等の効力を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、上記方法を変更する場合でも、対象者の各株主に最終的に交付されることになる金銭については、本公開買付け価格に当該株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期（なお、現時点では、平成25年6月中旬を目途に本完全子会社化手続を完了させることを予定しています。）等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されております。しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、適用法令に従い、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

#### (6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の第3位（平成24年6月30日時点）の株主である城地 敬氏（本書提出日現在の所有株式数683,260株、所有割合5.67%（小数点以下第三位を切り捨て。）、対象者の第4位（平成24年6月30日時点）の株主である戸澤 秀雄氏（本書提出日現在の所有株式数582,576株、所有割合4.84%（小数点以下第三位を切り捨て。））及び対象者の第7位（平成24年6月30日時点）の株主である西澤 敬次氏（本書提出日現在の所有株式数188,404株、所有割合1.56%（小数点以下第三位を切り捨て。））との間で、本応募契約を締結しております。城地 敬氏、戸澤 秀雄氏及び西澤 敬次氏は、本応募契約に基づき、その所有する対象者の普通株式の全て（合計1,454,240株、所有割合12.08%（小数点以下第三位を切り捨て。））について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約には特筆すべき前提条件はございません。

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年2月13日(水曜日)から平成25年3月21日(木曜日)まで(26営業日)
公告日	平成25年2月13日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年3月27日(水曜日)までとなります。

###### 【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社アマダ

神奈川県伊勢原市石田200番地

経営企画部長 黒木弘二(連絡番号 (0463)96-3583)

確認受付時間 火曜日から土曜日の9時から17時まで

( 2 ) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金870円
新株予約権証券	第 1 回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第 2 回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第 3 回新株予約権 1 個につき、金31,000円 第 4 回新株予約権 1 個につき、金31,000円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ( )	-
株券等預託証券 ( )	-
算定の基礎	<p>( 1 ) 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。</p> <p>野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法： 543円から704円 類似会社比較法： 563円から844円 DCF法： 610円から1,089円</p> <p>市場株価平均法では、基準日を平成25年 2 月 8 日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の直近 6 ヶ月平均（543円）、直近 3 ヶ月平均（574円）、直近 1 ヶ月平均（660円）、直近 1 週間平均（685円）及び基準日終値（704円）を基に、対象者の普通株式を分析し、1 株当たり株式価値を543円から704円までと算定しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1 株当たり株式価値を563円から844円までと算定しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年 6 月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、1 株当たり株式価値を610円から1,089円までと算定しています。なお、対象者が当社及び野村證券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。</p>

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり870円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格870円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年2月8日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値704円に対して23.58%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値660円（小数点以下四捨五入）に対して31.82%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去3ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値574円（小数点以下四捨五入）に対して51.57%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去6ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値543円（小数点以下四捨五入）に対して60.22%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付価格870円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月12日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値711円に対して22.36%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

#### （2）本新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第3回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役又は顧問並びに対象者の子会社の取締役又は顧問であることを要し（但し、対象者の取締役が任期満了により退任した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではないとされています。）、第4回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員又は顧問並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員又は顧問であることを要するとされています（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）。

	<p>第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額（第1回新株予約権：2,360円、第2回新株予約権：2,109円）が本公開買付価格を上回っていることから、当社は、当該新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。他方、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、第3回新株予約権及び第4回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である870円と、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額560円との差額である310円に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,000円と決定いたしました。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社と対象者は両社がその業務・資本において提携関係を持つことが両社の企業価値向上に資するかについて、平成24年9月頃から初期的に検討を開始し、平成24年11月頃からより具体的に検討を進めてきました。</p> <p>両社の事業は、その金属加工の用途、販売先など商品のサイズ、用途、市場のいずれも大きな重複はないことから、其々が各分野での実績を相互活用することで、相互に対象とする市場を拡大できる可能性について検討しました。</p> <p>当社としては、板金事業では、特に加工の最終工程での溶接技術を強め、また部品から筐体に至る製品全体での金属加工総合提案力の強化ができ、更に、工作機械やプレス・切削事業でも、精密・微細加工や溶接・レーザ技術の加工へのノウハウや技術を合わせることで、商品力強化が図れるというメリットに着目しました。</p> <p>対象者としては、当社が持つ様々な金属加工技術や装置、ノウハウの活用と、事業基盤の大きい当社と連携することで従来よりも安定した経営が図れるようになるというメリットに着目しました。</p> <p>このような検討の結果、両社が提携することで、それぞれの経営課題を解決しながらウィンウィンの関係を築くことができるとの考えに至りました。さらに、両社は、現在の厳しい業界環境下において、その変化のスピードに迅速に対応するためには、提携の効果の早急な実現が不可欠であり、強固な協業体制を早期に構築し経営のスピードを速めることが望ましいと判断しました。そのためには、部分的な業務・資本提携ではなく、当社が対象者を完全子会社化して、迅速な意思決定を可能とし、また共通の事業戦略のもとでの協業を果たすことが、両社の企業価値の最大化に資するものであると判断するに至ったことから、当社は平成25年2月12日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。</p> <p>当社は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p>



当該意見の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 543円から704円

類似会社比較法： 563円から844円

DCF法： 610円から1,089円

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり870円とすることを決定いたしました。

また、本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第3回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役又は顧問並びに対象者の子会社の取締役又は顧問であることを要し（但し、対象者の取締役が任期満了により退任した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第4回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員又は顧問並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員又は顧問であることを要するとされています（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）。

第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額（第1回新株予約権：2,360円、第2回新株予約権：2,109円）が本公開買付価格を上回っていることから、当社は、当該新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。他方、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、第3回新株予約権及び第4回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である870円と、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額560円との差額である310円に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,000円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置）

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得  
当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 543円から704円

類似会社比較法： 563円から844円

DCF法： 610円から1,089円

市場株価平均法では、基準日を平成25年2月8日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の直近6ヵ月平均（543円）、直近3ヵ月平均（574円）、直近1ヵ月平均（660円）、直近1週間平均（685円）及び基準日終値（704円）を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を543円から704円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を563円から844円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年6月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を610円から1,089円までと算定しています。なお、対象者が当社及び野村證券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。

当社は、野村証券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり870円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格870円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年2月8日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値704円に対して23.58%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値660円（小数点以下四捨五入）に対して31.82%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去3ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値574円（小数点以下四捨五入）に対して51.57%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去6ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値543円（小数点以下四捨五入）に対して60.22%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付価格870円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月12日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値711円に対して22.36%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

また、本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第3回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役又は顧問並びに対象者の子会社の取締役又は顧問であることを要し（但し、対象者の取締役が任期満了により退任した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第4回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員又は顧問並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員又は顧問であることを要するとされています（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）。

第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額（第1回新株予約権：2,360円、第2回新株予約権：2,109円）が本公開買付価格を上回っていることから、当社は、当該新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。他方、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、第3回新株予約権及び第4回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である870円と、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額560円との差額である310円に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,000円と決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の分析を行い、対象者は平成25年2月8日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析 543円から685円

類似企業比較分析 500円から810円

DCF分析 726円から953円

市場株価分析では、平成25年2月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の直近1週間の終値単純平均値（685円）、直近1ヵ月の終値単純平均値（660円）、直近3ヵ月の終値単純平均値（574円）及び直近6ヵ月の終値単純平均値（543円）を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を543円から685円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を500円から810円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成25年6月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を726円から953円までと分析しているとのことです。

なお、対象者が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。

また、第1回新株予約権及び第2回新株予約権はいずれもストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が対象者の役員や従業員に限定される上、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を行使するには、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し(但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでない)とされています。)、当社が取得しても権利行使を行うことができないこと及びその行使価額が本公開買付価格を上回っていることに鑑み、対象者は本公開買付けにおける第1回新株予約権及び第2回新株予約権に係る買付価格の妥当性を検証するための第三者からの評価書は取得していないとのことです。

さらに、第3回新株予約権及び第4回新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が対象者の役員や従業員等に限定される上、第3回新株予約権及び第4回新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格と第3回新株予約権及び第4回新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権1個当たりの目的となる株式数100を乗じた金額としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、対象者は、本公開買付けにおける第3回新株予約権及び第4回新株予約権の買付け等への応募を推奨する意見を表明するにあたり、第三者からの評価書は取得していないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

対象者における当社との間に利害関係を有しない者による、本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者は、平成25年1月23日、いずれも当社及び対象者から独立した対象者の独立役員である独立社外役員らに対して、本諮問事項について諮問し、本諮問事項に係る意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では対象者の支配株主に該当する者は存在しておりませんが、本公開買付けが成立した後は、当社が対象者の支配株主に該当することとなるため、本公開買付け成立後に実施する予定である、本完全子会社化手続（詳細は、上記「3 買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、いわゆる支配株主との重要な取引等（東京証券取引所の定める有価証券上場規程441条の2）に該当することになります。本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手続（本取引）は、一連の取引であるため、対象者は、本取引の手続の適正性をより担保するため、本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手続を一体のものともみなし、この段階で上記意見を取得することにしたとのことです。

独立社外役員らは、平成25年1月23日から平成25年2月12日までの間、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねたとのことです。

具体的には、上記の期間内において、対象者、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券と話合いの場を持ち、本取引に係る一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに対象者の業務執行取締役等に対しヒアリング等を行い、また、シティユーワ法律事務所から、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書の結果を踏まえ、当社から最終的に提案された本公開買付け価格についての検討を行ったとのことです。

独立社外役員らは、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、対象者における独立した法律事務所からの助言の取得、公開買付け価格の適正性を担保する客観的状況の確保の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において対象者の株主に対して交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことに鑑み、平成25年2月12日付で、対象者の取締役会に対して、(a)本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者によれば、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した対象者株式に係る株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、及び独立社外役員らから取得した意見書その他の関連資料を踏まえ、本取引に関する諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付け価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が1円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付け価格から当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、取締役10名(うち社外取締役2名)の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役3名(うち社外監査役2名)の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

	<p>公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,058,545 (株)	8,039,100 (株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,039,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 買付予定数の下限は、対象者の平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(平成25年2月12日公表)に記載された平成24年12月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(12,030,685株)に、本新株予約権(4,767個：対象者が平成24年9月27日に提出した第41期有価証券報告書に記載された平成24年6月30日現在の本新株予約権の数(5,671個)に、同日から平成25年2月12日までの変更(対象者によれば、平成24年6月30日から平成25年2月12日までに、本新株予約権は904個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる対象者の普通株式の数(476,700株)を加え、同決算短信に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(448,840株)を控除した株式数(12,058,545株)の3分の2超に相当する株式数(8,039,030株)から1単元(100株)未満に係る数を切り上げた株式数(8,039,100株)です。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である12,058,545株を記載しております。なお、当該最大数は(a)(i)対象者が平成25年2月12日に公表した平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(12,030,685株)に、(ii)本新株予約権(4,767個：対象者が平成24年9月27日に提出した第41期有価証券報告書に記載された平成24年6月30日現在の本新株予約権の数(5,671個)に、同日から平成25年2月12日までの変更(対象者によれば、平成24年6月30日から平成25年2月12日までに、本新株予約権は904個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる対象者の普通株式の数(476,700株)を加え、(b)上記平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成24年12月31日現在対象者が保有する自己株式数(448,840株)を控除した株式数(12,058,545株)になります。
- (注5) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注6) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。



5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区 分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	120,585
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	4,767
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月13日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月13日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	114,928
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,058,545株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権(4,767個:対象者が平成24年9月27日に提出した第41期有価証券報告書に記載された平成24年6月30日現在の本新株予約権の数(5,671個)に、同日から平成25年2月12日までの変更(対象者によれば、平成24年6月30日から平成25年2月12日までに、本新株予約権は904個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる対象者の普通株式(476,700株)に係る議決権の数(4,767個)を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成24年11月14日に提出した第42期第1四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、(a)(i)対象者が平成25年2月12日に公表した平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(12,030,685株)に、(ii)本新株予約権(4,767個:対象者が平成24年9月27日に提出した第41期有価証券報告書に記載された平成24年6月30日現在の本新株予約権の数(5,671個)に、同日から平成25年2月12日までの変更(対象者によれば、平成24年6月30日から平成25年2月12日までに、本新株予約権は904個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる対象者の普通株式の数(476,700株)を加え、(b)上記平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成24年12月31日現在対象者が保有する自己株式数(448,840株)を控除した株式数(12,058,545株)に係る議決権の数(120,585個)を分母として計算しております。

(注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

#### 独占禁止法

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者の株式を取得することができません(以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成25年1月24日に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成25年2月23日の経過をもって、取得禁止期間は満了する予定です。なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が満了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本届出書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、（ ）公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令を受けた場合、（ ）措置期間が満了しない場合、若しくは、（ ）公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

#### ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法（以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。）に基づき、連邦カルテル庁に対し、本件株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本件株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から別途承認を得られれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本件株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成25年2月12日に受理されております。なお、同待機期間が満了した場合又は連邦カルテル庁から株式取得を許可する旨の承認が得られた場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本届出書の訂正届出書を提出いたします。公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、上記待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

### (3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに応募して下さい。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）（以下「インターネットサービス」といいます。）にて公開買付期間末日の15時30分までに応募して頂くか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求頂き、所要事項を記載の上、野村ネット&コール宛に送付して下さい。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株式の応募の受付にあたっては、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了して頂く必要があります。

新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には、譲渡制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議により必要な手続を行った上で、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出下さい。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項証明書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出下さい。なお、野村ネット&コールにおいては、新株予約権の応募の受付は行いません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

#### （注1）ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

#### おもな本人確認書類

個人 <発行から6カ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの） 在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意下さい。コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求頂き、お手続き下さい。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認頂き、早めにお手続き下さい。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談頂き、ご自身でご判断頂きますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行って下さい。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続きを行って下さい。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求した上で、野村ネット&コール宛に送付して下さい(公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付して下さい。)。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	10,490,934,150
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	8,100,000
合計(a)+(b)+(c)	10,649,034,150

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(12,058,545株)に、1株当たりの買付価格(870円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3)「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4)その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】  
【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種 類	金 額 (千円)
普通預金	12,526,285
定期預金	3,000,000
定期預金	1,000,000
定期預金	1,000,000
定期預金	1,000,000
計(a)	18,526,285

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計(b)			-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内 容	金 額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

18,526,285千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年3月28日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成25年4月3日(水曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

#### (4) 【株券等の返還方法】

下記「1.1 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付け期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付け代理人の応募株主等口上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付け代理人の本店又は全国各支店にご確認下さい。）。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1)応募の方法」に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

#### 1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

##### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,039,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,039,100株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

##### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、以下の事実のいずれかに該当する場合をいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イ乃至リまでに掲げる事実が発生した場合

公開買付け期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、（a）独占禁止法第10条第2項に定める公正取引委員会に対する公開買付け者の事前届出に関し、（ ）公開買付け者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令を受けた場合、（ ）同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、若しくは、（ ）公開買付け者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、又は、（b）ドイツ競争制限禁止法に定める連邦カルテル庁に対する公開買付け者の届出に関し、待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。



( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行うおとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「( 2 ) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行うおとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、すでに公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第74期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日 関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第75期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月12日 関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アマダ

（神奈川県伊勢原市石田200番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

**第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】**

**1【株券等の所有状況】**

**(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】**

該当事項はありません。

**(2)【公開買付者による株券等の所有状況】**

該当事項はありません。

**(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】**

該当事項はありません。

**(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】**

該当事項はありません。

**2【株券等の取引状況】**

**(1)【届出日前60日間の取引状況】**

該当事項はありません。

**3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】**

該当事項はありません。

**4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】**

該当事項はありません。

#### 第4【公開買付者と対象者との取引等】

##### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

##### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年2月12日開催の対象者の取締役会において、本取引の一連の手續及び本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が1円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から当該各新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会においては、取締役10名（うち社外取締役2名）の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成24年 8月	平成24年 9月	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月
最高株価 (円)	590	578	520	511	598	678	716
最低株価 (円)	455	467	477	428	490	601	659

(注)平成25年2月については、2月12日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年月日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年月日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年月日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-



#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1)【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第40期（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）平成23年9月29日 関東財務局長に提出

事業年度 第41期（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）平成24年9月27日 関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第42期第1四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月14日 関東財務局長に提出

対象者は、公開買付期間中の平成25年2月14日頃に、第42期第2四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）に係る四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

訂正報告書（上記第41期有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年10月17日に関東財務局長に提出

##### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

ミヤチテクノス株式会社

（千葉県野田市二ツ塚95番地の3）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 5【その他】

##### (1) 第2四半期業績予想と実績値との差異及び通期業績予想の修正、並びに中間配当の決定及び期末配当予想の修正に関するお知らせ

対象者は、平成25年2月12日に「第2四半期業績予想と実績値との差異及び通期業績予想の修正、並びに中間配当の決定及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の第2四半期業績予想と実績値との差異及び通期業績予想の修正、並びに中間配当の決定及び期末配当予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

平成25年6月期第2四半期累計期間の業績予想と実績値との差異（平成24年7月1日～平成24年12月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	9,800	400	360	230	19.86
今回発表予想（B）	8,708	234	163	625	53.99
増減額（B - A）	1,092	634	523	855	
増減率（％）	11.1				
（ご参考）前期実績 （平成24年6月期 第2四半期）	9,505	476	325	122	10.57

平成25年6月期通期連結業績予想の修正（平成24年7月1日～平成25年6月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	22,100	1,770	1,650	1,050	90.66
今回発表予想（B）	20,800	970	1,000	240	20.72
増減額（B - A）	1,300	800	650	810	
増減率（％）	5.9	45.2	39.4	77.1	
（ご参考）前期実績 （平成24年6月期）	20,382	1,257	1,142	560	48.41

剰余金の配当（中間配当）の決定内容

	決定額	直近の配当予想 （平成24年8月10日）	（ご参考）前期実績 （平成24年6月期中間）
基準日	平成24年12月31日	同左	平成23年12月31日
1株当たり配当金	2円00銭	5円00銭	5円00銭 （普通配当3円00銭） （記念配当2円00銭）
配当金の総額	23百万円		57百万円
効力発生日	平成25年3月8日		平成24年3月9日
配当原資	利益剰余金		利益剰余金

平成25年6月期通期配当予想（平成24年7月1日～平成25年6月30日）

基準日	1株当たり配当金（円）		
	第2四半期末	期末	年間
前回予想 （平成24年11月8日発表）	5.00	15.00	20.00
今回修正予想		0.00	2.00
当期実績	2.00		
前期実績	5.00 （普通配当 3.00） （記念配当 2.00）	9.00	14.00 （普通配当 12.00） （記念配当 2.00）

（2）平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

対象者は、平成25年2月12日に平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）を公表しております。当該公表に基づく、当該第2四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。なお、対象者によれば、対象者は、平成25年2月14日を目的に、平成25年6月期（第42期）第2四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

損益の状況（連結）

会計期間	平成25年6月期 （第42期第2四半期）
売上高	8,708,328千円
売上原価	4,938,033千円
販売費及び一般管理費	4,004,499千円
営業外収益	120,341千円
営業外費用	49,263千円
四半期純利益又は四半期純損失（ ）	625,310千円

1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成25年6月期 （第42期第2四半期）
1株当たり四半期純利益	53.99円
1株当たり配当額	2.00円
1株当たり純資産額	965.74円